

信頼される教職員であるために 遵守すべき事柄〈改訂〉

目 次

はじめに	1
公務員倫理について	2
スクール・セクシュアル・ハラスメントについて	5
飲酒運転について	10
情報セキュリティについて	16
体罰について	19

山梨県教育委員会

はじめに

山梨県教育委員会では、平成21年8月に不祥事の再発防止に向けた取組のガイドラインとして「信頼される教職員であるために遵守すべき事柄」を策定しました。

その後、本ガイドラインに沿って取り組んできたところですが、平成24年度に行われた体罰に係る実態把握調査で公立学校において38件の体罰が報告されたことは誠に遺憾であります。

体罰は、違法行為であるのみならず、児童生徒の心身に深刻な影響を与えるとともに、教職員に対する児童生徒や保護者、更には地域全体の信頼を失墜させ、学校の教育活動そのものに対する信頼を損ない、正常な教育活動に支障を来すものであり、その再発防止に向けた取組が急務となっています。

こうした事態を受け、県教育委員会ではこの度、「信頼される教職員であるために遵守すべき事柄」を改訂し、「体罰について」の項目を追加しました。

つきましては、この内容について研修などを通じて教職員一人一人に周知が図られるとともに、不祥事の再発防止に向けた組織的な取組がより一層推進されるようお願いいたします。

平成25年8月

山梨県教育委員会

公務員倫理について

1 公務員倫理とは何か

(1) 公務員倫理の意味

公務員倫理とは、「かくあるべきと社会から期待されている
公務員の言動や意識」

なぜ今、公務員倫理が重要なのか。

- ・住民の信頼なくして円滑な行政運営はあり得ない。
- ・公務員による不祥事が後を絶たず、公務への信頼が低下している。
- ・こうした中で、公務員の倫理意識の徹底と高揚が急務となっている。

公務員の倫理意識の徹底・高揚は、不祥事の防止だけが目的ではない。
県民の公務への信頼を高めることこそが真の目的である。

(2) 公務員倫理の2つの側面

国家公務員の倫理行動基準は次の5項目

- 「公正に職務を遂行する。」
- 「職務や地位を私的利益のために用いない。」
- 「国民の疑惑や不信を招くような行為はしない。」
- 「公共の利益のために全力で取り組む。」
- 「公務の信用を常に認識して行動する。」

一つ目の側面は、「やるべきことをやる。」

二つ目の側面は、「やってはいけないことはやらない。」

重要なことは、積極的に「やるべきこと」をやること。

(3) 法令の遵守とより高い次元の配慮

法令遵守は最低限の倫理であり、法令に書かれたことだけを行うという姿勢では不十分である。

県民が何を望んでいるかを考えることが大切。

2 やるべきことをやる

(1) 県民の視点に立つ

- ・住民の利益を向上させる方法を考え、行動することが公務員の使命である。
- ・しかし、法令や前例に固執し、やるべきことをやらないという批判が多い。
- ・それらは、公益の実現よりも組織秩序や仕事のしやすさを優先する悪い例に対するもの。
- ・いま行政には「迅速性」「透明性」「説明責任」「コスト意識」が求められている。
- ・これらの共通点は、県民の視点に立って要望に応えるという姿勢である。

(2) 何のために公務員になったのか

- ・公務員に対する信頼が低下しているのは『姿勢』の問題である。
- ・住民のために貢献するという姿勢が欠けていないか？
- ・自分はなぜ公務員になったのか？
- ・山梨県民のために貢献するという気持ちを忘れてはならない。

(3) コンプライアンスの徹底

～公務員のコンプライアンスとは～

法令遵守にとどまらず、次の行為を行うこととされる。

- ・社会の規範やルールを遵守し、それによって住民の期待に応えること。
- ・住民の信頼を損なうと考えられる行為を行わないこと。
- ・法令には定められていないが、住民のためになる行為を行うこと。

3 やってはいけないことはやらない

(1) 服務について

- ・服務とは、「職務に服する職員が守るべき義務ないし規律」
- ・社会人に共通すると考えられるもののほか、公共性や中立性が求められる公務員に固有の規律がある。
- ・勤務時間外の職務と直接関連しない行為も対象となるなど、民間とは大きく異なる。

(2) 服務に関する規定

①サービスの宣誓（地方公務員法第31条）

- ・公務員としての義務を尽くすことの宣言
- ・倫理的自覚を促すため。

②法令及び上司の命令に従う義務（地方公務員法第32条）

- ・法令に従い業務を行うのは当然のこと。
- ・その上で、上司の職務上の命令に従う義務がある。
 - ※「職務上の上司（指揮監督権限のある者）」から発せられた「職務上の命令」
 - ※公立小中学校の教職員の場合は、学校長や市町村の教育委員会が職務上の上司となる。
- ・疑問を呈したり、意見を言うことが禁止されているわけではない。正しいと思うことは主張し、なお判断が異なる場合は上司の命令に従わなければならない。
- ・当然無効な職務命令（法令に違反した命令等）は拒否することができる。

③信用失墜行為の禁止（地方公務員法第33条）

- ・公務員に固有の規制であり、勤務時間外の行為であっても規制の対象となる。
- ・住民の信託を受けて業務を遂行する者としての規範と品位が求められる。
- ・職務の内外を問わず、職自体の信用を傷つけるような非行や不適切な行為は許されない（飲酒運転、セクハラ、暴行、賭博など）。

- ・一人でもこの義務に違反すると、公務員全体の不名誉となり、公務に対する信頼を大きく損なうこととなる。

④秘密を守る義務（地方公務員法第34条）

- ・秘密とは、公開することにより、一定の利益を損ね、社会の望ましい秩序を混乱させるものをいう。
- ・職務上知り得た秘密をみだりに口外することは許されない。在職中だけでなく退職した後も同様。
- ・秘密文書の管理や廃棄を適切に行わなかったときも過失による漏えいとなる。
- ・個人情報保護の観点から、職務上の取扱いにも十分注意する必要がある。

⑤職務に専念する義務（地方公務員法第35条）

- ・社会人としての当然の責務であるが、公務員には更に高い倫理性が求められる。
- ・勤務時間中にやってはならない行為の例

銀行等での預け入れ、払い出し、振込
公用電話、携帯電話等による私的な電話、メール等
公用パソコンでの私的なWebサイト閲覧及びメール使用等

⑥政治的行為制限（地方公務員法第36条）

- ・憲法14条が保障する「政治的信条の自由」は公務員も例外ではないが、行政の中立性と安定性確保のためには、政治的行為の制限が必要とされる。
- ・公立学校の教育公務員の場合は、その職務の特殊性から一般の地方公務員よりも更に厳しい制限がある。

⑦争議行為等の禁止（地方公務員法第37条）

- ・公務員は住民全体に対する奉仕者であることから、労働基本権が制限され、ストライキ等の争議行為を行うことは禁止されている。

⑧営利企業等の従事制限（地方公務員法第38条）

- ・公務員は、任命権者の許可なく営利企業等に従事することは禁止されている。
- ・この制限は勤務時間の内外を問わず、また休職中であっても適用される。
- ・公務員には、全体の奉仕者として公共の利益のために全力を上げて職務に専念する義務が課せられており、営利企業等に従事する事によって職務の遂行に悪影響があってはならないためである。

24時間、365日、公務員であることを忘れずに。

常に高い倫理観と使命感を持って行動しましょう。

スクール・セクシュアル・ハラスメントについて

第1 スクール・セクシュアル・ハラスメントについて認識すべき事項

1 スクール・セクシュアル・ハラスメントとは

学校において発生するセクシュアル・ハラスメント、いわゆるスクール・セクシュアル・ハラスメント（以下「スクール・セクハラ」という。）とは、教職員が、児童生徒等に対して、不快な思いを与える性的な言動やわいせつな行為等を行うことを言う（児童生徒だけでなく、保護者や卒業生など、教職員が職務上関係する人も対象となる。）。

スクール・セクハラには次のような特性がある。

- (1) 大人と子ども、指導する側とされる側という関係の下で起きるため、児童生徒は拒否し難く、逃れ難い。
- (2) 周りの人に相談してもかえって不利益な扱いを受けるのではないかとという不安や、信じてもらえないのではないかとという不信感から一人で抱え込むことが多く、被害の状況が長期化しやすい傾向にある。
- (3) 思い悩んで誰かに相談したとき、「あの先生がまさかそんなことをするはずがない。」などと頭から否定されたり、「それくらいのことで。」などと逆に非難されたりすると二重のショックを受けることになるなど、二次被害の危険性がある。
- (4) 被害を受けたときには気づかなくても、成長に伴い、自分に起きたことを客観的に判断できるようになった時に深い心の傷を生じることがある。
- (5) 適切な心のケアを行わないと、その子どもの一生に大きな影響を及ぼす。

2 スクール・セクハラの影響

スクール・セクハラは、児童生徒の心に癒しがたい深い傷を与えるとともに、学ぶ意欲を失わせ、その後の成長を妨げるなど深刻な影響を与えるものである。（具体例）

- 教職員、ひいては大人に対して不信感を持つ。大人の言うことが信じられなくなる。
- 学習意欲を失う。
- 不安や緊張が強くなる。
- 自分を責め、罪悪感を持つようになる。
- 感情が抑うつ的になり、うつ症状による身体変化が見られるようになる。
- 気分がふさぎ込み、不登校になったり、学校を休みがちになる。
- 自分の感情を出さなくなる。
- 突然、そのときのことを思い出して、怖さを感じたり緊張したりすることがある（フラッシュバック）。
- 人を避け、仲間との付き合いを嫌がるようになる。
- 感情の起伏が激しくなり、粗暴な言動や反社会的な行動をしたりするようになる。
- 精神的に不安定になり、リストカットをしたり自殺願望を持つようになる。

ることもある。

3 スクール・セクハラ防止のために教職員が認識すべき事項

(1) 意識することの重要性

スクール・セクハラを防止するためには、教職員の一人一人が、次の事項の重要性について十分認識しなければならない。

- ① スクール・セクハラは許されない行為であり、重大な人権侵害であるという意識を持つこと。
- ② 男女を対等なパートナーとして見る意識を持つこと。
- ③ 児童生徒を性的な関心や欲求の対象として見る意識を持たないこと。

(2) 基本的な心構え

教職員は、スクール・セクハラに関する次の事項について十分認識しなければならない。

- ① 性に関する言動に対する受け止め方には個人間や男女間で差があり、スクール・セクハラに当たるか否かについては、相手の判断が重要であること。具体的には、次の点について注意する必要がある。
 - ・ 親しさを表すつもりと言動であったとしても、本人の意図とは関係なく相手を不快にさせてしまう場合があること。
 - ・ 不快に感じるか否かには個人差があること。
 - ・ この程度のことは相手も許容するだろうという勝手な憶測をしないこと。
 - ・ 相手との良好な人間関係ができていると勝手な思い込みをしないこと。

- ② 相手が拒否し、又は嫌がっていることが分かった場合には、同じ言動を決して繰り返さないこと。

- ③ スクール・セクハラであるか否かについて、相手からいつも意思表示があるとは限らないこと。

教職員は、児童生徒の成績評価や生徒指導上の処遇において支配的地位にあるため、児童生徒が不快に感じていても意思表示できない場合や、児童生徒の発達が未熟であるために、スクール・セクハラ被害を受けていても、そう判断できない場合があるなど、相手からいつも明確な意思表示があるとは限らないことを十分認識する必要がある。

- ④ 学校内におけるセクシュアル・ハラスメントにだけ注意するのでは不十分であること。例えば社会見学や修学旅行の場所、部活動の遠征先など、スクール・セクハラについては、学校内に限らず、教育活動が行われる全ての場所で起こり得るものであること。

- ⑤ 児童生徒に対するセクシュアル・ハラスメントにだけ注意するのでは不十分であること。

保護者や卒業生など、教職員がその職務に従事する際に接することとなる者との関係にも注意しなければならない。

- ⑥ 児童生徒に個別指導をする場合は、前もって学年・上司・保護者に説明をすること。突発的に個別指導をしなければならない場合でも、同僚を通じて上司に説明し、終了後保護者に説明すること。

4 スクール・セクハラになり得る言動

スクール・セクハラになり得る言動として、例えば、次のようなものがある。

(1) 性的な内容の発言関係

- ① 性に関することや異性関係に関することなどで冗談を言うこと。
- ② 性的な体験について話したり聞いたりすること。
- ③ スリーサイズを聞くなど身体的特徴や容姿を話題にすること。
- ④ 性的な噂を立てたり、性的なからかいの対象としたりこと。

(2) 性的な行動関係

ア 性的な関心、欲求に基づくもの。

- ① ヌード写真やポスター、わいせつな図画を掲示すること。
- ② 雑誌等の卑猥な写真・記事等をわざと見せたり、読んだりすること。
- ③ 執ように身体を眺め回すこと。
- ④ 食事やデートにしつこく誘うこと。
- ⑤ 不必要な電話をかけたリ、手紙・Eメールを送ること。
- ⑥ 身体に不必要に接触すること。
- ⑦ 更衣中の生徒がいる教室に「着替えが遅い」などと言いながら入ること。
- ⑧ 性的関係を強要すること。
- ⑨ 特定の児童生徒を人目につかない部屋や場所に呼び出すこと。

イ 性別により差別しようとする意識等に基づくもの。

男女の性別によって、行動や役割分担を一方的に決めつけること。

5 懲戒処分

教職員によるセクシュアル・ハラスメントは、地方公務員法第33条で禁止されている信用失墜行為に当たり、懲戒処分の対象となる。

セクシュアル・ハラスメントの態様等によっては、懲戒処分の他、「刑法」、「児童買春・児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護に関する法律」、「軽犯罪法」、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」、「青少年保護育成のための環境浄化に関する条例」、「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不法行為の防止に関する条例」などにより処罰されることがある。

第2 スクール・セクシュアル・ハラスメントを防止するための取組

1 基本的な視点

一人ひとりの教職員がスクール・セクハラとは何かを認識するとともに、被害を受けた児童生徒の心の傷や悩みについて、自らの問題として受け止める感性和児童生徒の人権を守るという姿勢を身につけ、スクール・セクハラは許さないと言う毅然とした態度をとらなければならない。

また、児童生徒に対して、一人の人格を持つ個人として尊重するとともに、相談しやすい環境づくりに努め、スクール・セクハラを許さない態度を身につけさせることが大切である。

2 組織的な取組

各学校の実情に応じて、次に掲げるような組織的な取組を行う。

- (1) 校長を中心とした指導体制を確立し、教職員間の報告・連絡・相談が円滑に行われるよう職場の人間関係をつくるようにする。
- (2) 児童生徒のシグナルを見落とさないように、教職員は日頃から児童生徒の様子や変化に細心の注意を払うとともに、良好な人間関係を築くようにする。
- (3) スクール・セクハラ防止委員会等の校内体制を整備し、情報の交換やスクール・セクハラ防止についての普及啓発・研修資料の作成、校内研修等を行う。
- (4) 教育相談担当者、養護教諭、スクールカウンセラーなどを中心に構成した相談窓口を設置し、児童生徒、保護者に知らせる。
- (5) 相談窓口を設けても、身近な教職員に最初に相談することも考えられるので、全ての教職員が相談を受ける際の基本的な姿勢を身につける。
- (6) 学校の教育活動に協力をお願いする外部指導者の方々についても、スクール・セクハラ防止についての学校の取組について理解してもらうよう努める。
- (7) スクール・セクハラの現場となりやすい校内の死角となる場所について把握するとともに、施錠や入退室管理の徹底、校内巡視などのセクハラ防止対策を行う。

3 児童生徒に対する指導

- (1) スクール・セクハラに関する内容について、発達段階に応じた理解を促す。
- (2) セクシュアル・ハラスメントを受けた場合の対応の仕方や、被害を未然に防ぐための意思表示の仕方等の対応力を身に付けさせる。

第3 スクール・セクハラが発生した場合の対応

1 基本的な心構え

- (1) 問題を軽く考えたり、先入観を持つことなく、被害を受けた児童生徒の救済を最優先に考える。
- (2) 正確な情報収集と迅速かつ的確な対応により被害を最小限に止め、拡大を防ぐ。
- (3) 被害を受けた児童生徒のプライバシーを保護する。

2 児童生徒への対応

- (1) 被害を受けた児童生徒と同性の複数の教職員で相談に当たる。その際、児童生徒のプライバシーが守られるよう、場所についても配慮する。
- (2) 相談に当たる教職員は、先入観を排除し、いつ、どこで、だれが、どのようなことをしたのか、具体的な状況の把握に努める。
- (3) 被害を受けた児童生徒の状況に応じて、専門のカウンセラー等への相談を検討する。

- (4) 事実関係を知る第三者がいないか、すでに相談した相手がいらないかなどを確認する。
- (5) 被害を受けた児童生徒やその保護者の気持ちを理解し、受け止め、何を求めているかを的確に把握する。
- (6) 必要に応じて、校内のスタッフだけでなく、外部の専門機関との連携を図る。
- (7) 被害を受けた児童生徒が、相談したことにより周囲から好奇の目で見られたり、「事を荒立てている。」などの非難を受けるなどの二次被害を受けることがないように、情報管理を徹底するとともに、安心して学校生活を送れるよう継続的な心のケアに努める。

3 訴えられた職員への対応

- (1) 事実関係を正確に把握するため、スクール・セクハラを行ったとされる教職員から事実関係を聴取する。その際、管理職を含めた複数人で対応する。
- (2) 十分な説明の機会を与えるとともに、先入観を持つことなく丁寧に話しを聞く。
- (3) 当事者間で事実関係に関する主張が異なり、事実確認が十分に行えない場合は、第三者から事実関係を聴取することも必要になる。

4 スクール・セクハラが確認された場合の対応

- (1) 校長は、教職員の言動の内、問題があると認められる内容を指摘し、厳しく指導するとともに、教頭等にその後の状況等を観察させる。
- (2) 被害を受けた児童生徒やその保護者が謝罪等を求めている場合は、その要求をスクール・セクハラを行った職員に伝え、厳しく反省させ、誠意を持って対応するよう指導する。

第4 事後の対応

- (1) スクール・セクハラが発生し、対外的な説明の必要がある場合には、校長は役割分担を的確に行い、説明の準備をする。
- (2) 外部に対しては窓口を一本化するとともに、被害を受けた児童生徒のプライバシー保護に細心の注意を払う。
- (3) 心無いうわさ話や無責任な好奇心によって被害を受けた児童生徒が更に傷つく二次被害の防止及び再発防止に全力を挙げる。
- (4) 校長は、状況を教育委員会に報告するとともに連携をとりながら事態への適切な対処に当たる。

飲酒運転について

1 飲酒運転の根絶について

公立学校の教職員は、県民全体の奉仕者であり、公務遂行の基盤は、県民の信頼にある。

たとえ一人の不祥事であっても、教職員全体の信頼が大きく失われることになる。

一度失われた信頼は、全教職員が全力を傾注して取り組んでも簡単に回復できるものではない。

全教職員が「一人の例外もなく」しっかり自覚し、飲酒運転の根絶を図ることが強く求められている。

2 飲酒運転の危険性

飲酒運転は、ビールや日本酒などの酒類やアルコールを含む飲食物を摂取し、アルコールを体内に保有した状態で運転する行為である。

(1) 脳の機能を麻痺させるアルコール

アルコールには麻痺作用があり、脳の働きを麻痺させる。

酒に酔うと、顔が赤くなる、多弁になる、視力が低下するなどの変化が現れ始め、さらに知覚や運転能力を司る部分が抑制されることにより、同じ話を繰り返したり、足下がふらついたりする。

このように、飲酒時には安全な運転に必要な情報処理能力、注意力、判断力などが低下している状態になる。

具体的には、気が大きくなり速度超過などの危険な運転をする、車間距離の判断を誤る、危険を察知しブレーキペダルを踏むまでの時間が長くなるなど、飲酒運転は、事故に結びつく可能性が高い。

また、低濃度のアルコールであっても運転操作等に一定の影響が見られ、いわゆる酒の強い人も弱い人と同様にアルコールの影響があることが明らかになっている。

平成20年中の死亡事故率

飲酒運転の死亡事故率 ～ 飲酒なしの8.2倍

酒酔い運転の死亡事故率 ～ 飲酒なしの26.8倍

警察庁調べ

(2) アルコールの処理にかかる時間

体内でのアルコールの処理量は、体重 1 kg につき 1 時間で 0.1 g といわれている。体重 60 kg の人が、1 単位のアルコール(純アルコール 20 g)を処理するのに 3～4 時間かかることになる。

これはあくまでも目安であり、体質やその日の体調によって変化が大きいともいわれている。

「飲酒后、〇〇時間経過したから安全だ」とは言えない。

アルコール 1 単位 (純アルコール 20g) を含む酒量

ビール	(アルコール度 5%)	500ml
日本酒	(アルコール度 15%)	180ml (1 合)
ウィスキー	(アルコール度 43%)	60ml (ダブル 1 杯)
ワイン	(アルコール度 12%)	200ml (小グラス 2 杯)
チューハイ	(アルコール度 7%)	350ml
焼酎	(アルコール度 25%)	100ml (コップ半分)

3 飲酒運転に対する法令の規制

(1) 飲酒運転の禁止

道路交通法第 65 条第 1 項

「何人も、酒気を帯びて車両等を運転してはならない。」

(2) 罰則

飲酒運転や悪質な運転による死傷事故の増加に伴い、飲酒運転者に対する罰則は強化されてきている。

★刑 法★

犯罪の種類	運転行為	事故の結果	罰 則
自動車運転過失致死傷罪 (刑法第 211 条)	不注意運転 (過失) による交通事故	人を死亡又は負傷させた	1 か月以上 7 年以下の懲役 若しくは禁固又は 100 万円以下の罰金
危険運転致死傷罪 (刑法第 208 条の 2)	アルコール又は薬物の影響により正常な運転が困難な状態で 4 輪以上の自動車を走行	人を負傷させた	1 か月以上 15 年以下の懲役
		人を死亡させた	1 年以上 20 年以下の懲役

★道路交通法★

区 分		罰 則	点 数	処分内容	欠 格 ・ 停 止 期 間
酒酔い運転	アルコールの影響により正常な運転ができないおそれのある状態	5年以下の懲役又は100万円以下の罰金	35点	免許の取消	3年
酒気帯び運転	呼気1リットル中アルコール0.25mg以上	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金	25点	免許の取消	2年
	呼気1リットル中アルコール0.15mg以上0.25mg未満		13点	免許の停止	90日

※処分内容は、過去の交通事故や交通違反の前歴等により異なる。「欠格・停止期間」は前歴なしの場合。

4 飲酒運転に対する懲戒処分の基準

飲酒運転（酒気帯び・酒酔い運転）により職員が検挙・逮捕された場合には、原則として「懲戒免職」が適用される。二日酔い状態での運転も同様となる。

過去に飲酒運転で検挙された職員に共通して言えることは、「これくらいであれば大丈夫」、「時間がたったから大丈夫」という甘い考えに基づいて運転していることである。

飲酒運転で検挙された職員だけでなく、その上司も管理責任を問われ、処分の対象となる。

上司への報告を怠ったり、遅れた場合は、報告義務違反を問われることになるので、直ちに上司へ報告しなければならない。

5 飲酒運転の防止対策

(1) 職員一人ひとりが心がけるべきこと

①職員同士で、次のことを徹底したり声を掛け合う。

「飲むなら乗るな。乗るなら飲むな。」

②お酒を飲むと分かっているときは、次の選択をする。

- ・当日の朝は車で行かない。
- ・当日は車で行くが、職場に車を置いて帰り、翌日他の方法で出勤する。

（※帰宅方法や翌朝の出勤方法を確認する。）

- ・車で帰宅するときは1滴も飲まない。（乾杯の1杯も、お酒以外で。）
- ・飲んだら「これくらいなら大丈夫」「もう醒めたからいいだろう」など、安易な思い込みはしない。
- ・翌朝、出勤の際、前夜のアルコールが残った状態での運転はしない。

③失うものの大きさを考える。ケースによっては、仕事も、家も、信用も失い、本人だけでなく、家族の人生も台なしにしてしまう。

④自転車も道路交通法で「軽車両」とされ、「車両等」に含まれるので、同法

の規定のほとんどが適用される。自動車の運転と同様に交通ルールを守り、正しい通行を行う。

(2) 職場において組織的に取り組むべきこと

職員を管理監督する立場にある上司は、飲酒する機会の多い時期（年度末・年度始め、7～8月、年末年始）や交通安全運動等の実施時期、あるいは勤務時間終了後に飲みに行くときなど、様々な機会を捉えて、繰り返し「飲酒運転の禁止」を徹底するとともに、職員同士もお互いに声を掛け合う。

《主な取組の事例》

- ・職員会議で毎回周知する。職員全員に意見を求め、意識の徹底を図る。
- ・管理職から、職員に定期的にメールで注意を喚起する。
- ・ポスター、標語、ステッカーを作成し、掲示する。
- ・懇親会時に、運転して帰る人が分かるようリボン、ワッペンを着用する。
- ・職場研修を実施する。

〔 警察官による交通安全講習会
医師による「アルコールが人体に与える影響」などの研修会
交通安全協会から借用したビデオによる研修会 等 〕

参 考

関 係 法 令

～ 刑 法 ～

（業務上過失致死傷等）

第211条 業務上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者は、5年以下の懲役若しくは禁錮又は100万円以下の罰金に処する。重大な過失により人を死傷させた者も、同様とする。

2 自動車の運転上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者は、7年以下の懲役若しくは禁錮又は100万円以下の罰金に処する。ただし、その傷害が軽いときは、情状により、その刑を免除することができる。

（危険運転致死傷）

第208条の2 アルコール又は薬物の影響により正常な運転が困難な状態で自動車を走行させ、よって、人を負傷させた者は15年以下の懲役に処し、人を死亡させた者は1年以上の有期懲役に処する。その進行を制御することが困難な高速度で、又はその進行を制御する技能を有しないで自動車を走行させ、よって人を死傷させた者も、同様とする。

2 人又は車の通行を妨害する目的で、走行中の自動車の直前に進入し、その他通行中の人や車に著しく接近し、かつ、重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転し、よって

人を死傷させた者も、前項と同様とする。赤色信号又はこれに相当する信号を殊更に無視し、かつ、重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転し、よって人を死傷させた者も、同様とする。

～道路交通法～

(酒気帯び運転等の禁止)

第65条 何人も、酒気を帯びて車両等を運転してはならない。

2 何人も、酒気を帯びている者で、前項の規定に違反して車両等を運転することとなるおそれがあるものに対し、車両等を提供してはならない。

3 何人も、第一項の規定に違反して車両等を運転することとなるおそれがある者に対し、酒類を提供し、又は飲酒をすすめてはならない。

4 何人も、車両（トロリーバス及び道路運送法第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業（以下単に「旅客自動車運送事業」という。）の用に供する自動車で当該業務に従事中のものその他の政令で定める自動車を除く。以下この項、第117条の2の2第4号及び第117条の3の2第2号において同じ。）の運転者が酒気を帯びていることを知りながら、当該運転者に対し、当該車両を運転して自己を運送することを要求し、又は依頼して、当該運転者が第1項の規定に違反して運転する車両に同乗してはならない。

(罰則 第一項については第117条の2第1号、第117条の2の2第1号 第2項については第117条の2第2号、第117条の2の2第2号 第3項については第117条の2の2第3号、第117条の3の2第1号 第4項については第117条の2の2第4号、第117条の3の2第2号)

(自動車の使用者の義務等)

第75条 自動車（重被牽引車を含む。以下この条、次条第1項及び第75条の2の2第2項において同じ。）の使用者（安全運転管理者等その他自動車の運行を直接管理する地位にある者を含む。次項において「使用者等」という。）は、その者の業務に関し、自動車の運転者に対し、次の各号のいずれかに掲げる行為をすることを命じ、又は自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認してはならない。

第117条の2 次の各号のいずれかに該当する者は、5年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項の規定に違反して車両等を運転した者で、その運転をした場合において酒に酔った状態（アルコールの影響により正常な運転ができないうおそれがある状態をいう。以下同じ。）にあつたもの

(2) 第65条（酒気帯び運転等の禁止）第2項の規定に違反した者（当該違反により当該車両等の提供を受けた者が酒に酔った状態で当該車両等を運転した場合に限る。）

第117条の3の2 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

(1) 第65条（酒気帯び運転等の禁止）第3項の規定に違反して酒類を提供した者（当該違反により当該酒類の提供を受けた者が身体に第117条の2の2第1号の政令で定める程

度以上にアルコールを保有する状態で車両等（軽車両を除く。）を運転した場合に限るものとし、同条第3号に該当する場合を除く。）

- (2) 第65条（酒気帯び運転等の禁止）第四項の規定に違反した者（当該同乗した車両（軽車両を除く。以下この号において同じ。）の運転者が酒に酔った状態で当該車両を運転し、又は身体に第117条の2の2第1号の政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態で当該車両を運転した場合に限るものとし、同条第4号に該当する場合を除く。）

情報セキュリティについて

県や市町村では情報セキュリティポリシーを策定し、これに基づいた人的・物理的・技術的な対策等を実施している。

しかし、そうしたルールがあっても、一人でもそれを守らない職員がいれば大きな被害をもたらすことを認識する必要がある。

個人情報や機密情報などの重要な情報の漏えいが発覚した場合、被害者への謝罪、報道機関への対応、場合によっては損害賠償請求への対応といったことが必要になる。職員個人としては懲戒処分の対象となる。

学校現場では、児童生徒や保護者の個人情報を保有している。

こうした情報の重要性や取り扱っている責任の重大さを認識し、学校として情報セキュリティポリシーの周知徹底に組織的に取り組むとともに、各自が情報セキュリティのルールを正しく理解し、情報漏えいを起こさないように徹底してルールを守ることが重要である。

1 情報セキュリティとは

(1) 情報資産の保護

情報化社会の進展に伴い、組織を構成する資産である「人、モノ、金」に加え、「情報」が守るべき資産として重要な位置を占めるようになっていく。

この守るべき情報を「情報資産」という。

情報資産を脅かし、損失を発生させる様々な脅威から、情報資産を保護していくという考え方を「情報セキュリティ」という。

【参考】 山梨県情報セキュリティポリシーにおける情報資産の定義

- ◆ネットワーク、情報システム及びこれらに関する設備並びに電磁的記録媒体（CD・FD・HDなど）
- ◆ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（これを印刷した文書を含む。）
- ◆ネットワーク及び情報システムに関連する文書

(2) 情報セキュリティの阻害要因

情報資産を保護する上で、それを阻害する要因として次のようなことが挙げられる。

①紙媒体から電子媒体への変化

瞬時にデータのコピーが可能。

- ②コンピュータや情報メディアの小型化、大容量化
簡単に持ち運びでき、盗難・紛失による情報漏えいの可能性が拡大。漏えいする情報量も大きくなっている。
- ③インターネットの普及
電子データが外部に漏えいした場合、そのデータは一瞬で拡大してしまう。その情報を取り戻し、拡大を防ぐことは不可能。
- ④取り扱う人の意識やモラル
技術の進歩に追いつけず、どのように対処したらよいかわからないといった状況にある。

2 情報漏えいの防止のために

情報セキュリティポリシーなどで定められているかどうかに関わらず、一般的に、情報漏えいを防ぐため職員一人ひとりが留意すべきとされている事項には次のようなものがある（あくまで例示であり、これらを行えば万全ということではない。）。

(1) パスワードの管理

パソコンを起動するときや全職員に関係する情報システムにログオンする際のパスワードについては、他人に推測されにくく、ハッキングツールなどの機械的な処理で割り出しにくい安全なパスワードを作成する。

～安全なパスワードの作成～

- ①名前などの個人情報からは推測できないものにする。
- ②英単語などをそのまま使用しない。
- ③アルファベットと数字を混在させる。
- ④適切な長さの文字列にする（8文字以上が望ましい。）。
- ⑤類推しやすい並び方や分かりやすい組み合わせではないものにする。

～パスワードを管理するうえで、特に留意すべき事柄～

- ①パスワードは秘密とし、同僚などに教えない。照会にも答えない。
- ②パスワードを記載したメモを作成したり、パソコンや机にメモを貼り付けたりしない。
- ③パスワードを電子メールでやりとりしない。
- ④パスワードをWebブラウザなどのソフトウェアに記憶させない。
- ⑤定期的にパスワードを変更する。

(2) 不正プログラム対策

- ①特に異常が見られない場合でも、週に1回以上はウィルスチェックを行う。
- ②不審なメールはみだりに開かず速やかに削除する。
- ③メールの添付ファイルは安全であることを確認した上で起動する。
- ④出所が不明なソフトウェアは、ウィルスに感染している可能性があるので使用しない。
- ⑤ウィルスに感染した可能性がある場合は、使用している端末をネットワークから外し、感染の拡大を防ぐ。

⑥USBメモリやSDカード等の外部記憶媒体をむやみに使用しない。使用する場合は、必ずウイルスチェックを行う。

(3) 端末等の管理

①業務用のパソコンは、執務室の外へ持ち出さない。

②執務室等に職員がいない場合、盗難や権限のない者の不正な使用を防止するための措置を施す。

③急な離席に備え、パスワード付きのスクリーンセーバーを設定する。

④離席時にコンピュータをロックする。(Ctrl キー、Alt キー、Del キーを同時に押すとメニューが表示)

⑤ハードディスクにデータを保存する場合は、ファイルを暗号化して保存する。

職員一人ひとりが
情報セキュリティの重要性を認識し
定められたルールを徹底して守ることが求められる。

体罰について

1 体罰の禁止及び懲戒について

【学校教育法 第11条】

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

体罰は、違法行為であるのみならず、児童生徒の心身に深刻な悪影響を与えるとともに、教育活動への妨げとなる行為である。体罰は、いついかなる場合においても許されない行為であり、体罰により次のようなことが懸念される。

- ① 体罰は、児童生徒に対する人権侵害である。
- ② 体罰は、児童生徒の正常な倫理観を養う妨げとなる。
- ③ 体罰は、児童生徒に力による解決への志向を助長させる。
- ④ 体罰は、いじめや暴力行為などの土壌を生む。
- ⑤ 体罰は、教員等及び学校への信頼を失墜させる。

ここでいう懲戒とは、学校教育法施行規則に定める退学（公立義務教育諸学校に在籍する学齢児童生徒を除く。）、停学（義務教育諸学校に在籍する学齢児童生徒を除く。）、訓告のほか、児童生徒に肉体的苦痛を与えるものでない限り、通常、懲戒権の範囲内と判断されると考えられる行為として、説諭、注意、叱責、居残り、別室指導、起立、宿題、清掃、当番の割当て、文書指導などがある。

2 体罰について

(1) 体罰とは

身体に対する侵害を内容とするもの（殴る、蹴る等）、児童生徒に肉体的苦痛を与えるようなもの（正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等）に当たると判断された場合は、体罰に該当する。

(2) 体罰と判断される行為の例

○身体に対する侵害を内容とするもの

- ・ 体育の授業中、危険な行為をした児童の背中を足で踏みつける。
- ・ 帰りの会で足をぶらぶらさせて座り、前の席の児童に足を当てた児童を、突き飛ばして転倒させる。
- ・ 授業態度について指導したが、反抗的な言動をした生徒の頬を平手打ちする。
- ・ 立ち歩きの多い生徒を叱ったが聞かず、席につかないため、頬をつねって席につかせる。

- ・生徒指導に応じず、下校しようとしている生徒の腕を引いたところ、生徒が腕を振り払ったため、当該生徒の頭を平手で叩く。
- ・給食の時間、ふざけていた生徒に対し、口頭で注意したが聞かなかったため、持っていたボールペンを投げつけ、生徒に当てる。
- ・部活動顧問の指示に従わず、ユニフォームの片づけが不十分であったため、当該生徒の頬を殴打する。

○児童生徒に肉体的苦痛を与えるようなもの

- ・放課後に児童を教室に残留させ、児童がトイレに行きたいと訴えたが、一切、室外に出ることを許さない。
- ・別室指導のため、給食の時間を含めて生徒を長く別室に留め置き、一切室外に出ることを許さない。
- ・宿題を忘れた児童に対して、教室の後方で正座で授業を受けるよう言い、児童が苦痛を訴えたが、そのままの姿勢を保持させた。

※上記の内容については、あくまで参考として、事例を簡潔に示して整理したものであるが、個別の事案が体罰に該当するかを判断するに当たっては、3の(3)の諸条件を総合的に考え、個別の事案ごとに判断する必要がある。

3 懲戒について

学校教育法第11条では、校長及び教員が、児童生徒に対して懲戒を行うことができることとともに懲戒の性格及び要件を定めている。

(1) 懲戒の性格

懲戒は、教育上の必要に基づく、教育上の手段として行われるものであり、校長及び教員（以下「教員等」という。）という教育に関する専門的な知識、経験を有する者により行われるものである。

懲戒は、児童生徒の成長を目的として、当該児童生徒にその生活や行動等を反省させ、立ち直りを図り自己指導力を育成するための手段の一つとして行われるものであり、懲戒を行うかどうか、他の指導方法によるものかを、それぞれの児童生徒の状況等に応じて、教育的な観点から判断するものである。

○法的効果を伴う懲戒の例（校長が行う）

退学※、停学※、訓告 ※公立の小中学校又は特別支援学校除く

退学と停学は、児童生徒の教育を受ける地位や権利に変動をもたらす懲戒である。退学は、児童生徒の教育を受ける権利を奪うものであり、停学はその権利を一定期間停止するものである。

○事実行為としての懲戒の例（校長及び教員が行う）

説諭、注意、叱責、居残り、別室指導、起立、宿題、清掃、当番、文書指導等
児童生徒を叱責したり、起立や居残りを命じたり、宿題や清掃を課すことや
訓告を行うことなどについては、懲戒として一定の効果を期待できるが、これ
らは児童生徒の教育を受ける地位や権利に変動をもたらすような法的な効果を
伴わないので、事実行為としての懲戒と呼ばれる。

(2) 懲戒として認められる行為の例（児童生徒への肉体的苦痛を与えるものでなく、
懲戒権の範囲内と判断されると考えられる行為）

○学校教育法施行規則に定める退学・停学・訓告以外で認められると考えられるもの

- ・放課後等に教室に残留させる。
- ・授業中、教室内に起立させる。
- ・学習課題や清掃活動を課す。
- ・学校当番を多く割り当てる。
- ・立ち歩きの多い児童生徒を叱って席につかせる。
- ・練習に遅刻した生徒を試合に出さずに見学させる。

(3) 懲戒行為が体罰に当たるかどうかの判断

教員等が児童生徒に対して行った懲戒行為が体罰に当たるかどうかは、

- ① 当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況
- ② 当該行為が行われた場所的及び時間的環境
- ③ 懲戒の態様等

の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。

この際、単に、懲戒行為をした教員等や、懲戒行為を受けた児童生徒・保護者の主観のみにより判断するのではなく、諸条件を客観的に考慮して判断すべきである。

4 正当防衛及び正当行為について

児童生徒の暴力行為等に対しては、毅然とした姿勢で教職員一体となって対応し、児童生徒が安心して学べる環境を確保することが必要である。

(1) 正当防衛及び正当行為とは

児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使は、もとより教育上の措置たる懲戒行為として行われたものではなく、これにより身体への侵害又は肉体的苦痛を与えた場合であっても体罰には該当し

ない。また、他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目前の危険を回避したりするためにやむを得ずした有形力の行使についても、同様に体罰に当たらない。

これらの行為については、正当防衛又は正当行為等として刑事上又は民事上の責めを免れることになる。

(2) 正当防衛、正当行為と判断されると考えられる行為の例

- 児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使
 - ・児童が教員の指導に反抗して教員の足を蹴ったため、児童の背後に回り、体をきつく押さえる。

- 他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目前の危険を回避するためにやむを得ずした有形力の行使
 - ・休み時間に廊下で、他の児童を押さえつけて殴るという行為に及んだ児童がいたため、この児童の両肩をつかんで引き離す。
 - ・全校集会中に、大声を出して集会を妨げる行為があった生徒を冷静にさせ、別の場所で指導するため、別の場所に移るよう指導したが、なおも大声を出し続けて抵抗したため、生徒の腕を手で引っ張って移動させる。
 - ・他の生徒をからかっていた生徒を指導しようとしたところ、当該生徒が教員に暴言を吐きつばを吐いて逃げ出そうとしたため、生徒が落ち着くまでの数分間、肩を両手でつかんで壁へ押しつけ、制止させる。
 - ・試合中に相手チームの選手とトラブルになり、殴りかかろうとする生徒を、押さえつけて制止させる。

5 部活動における指導について

部活動は学校教育の一環として行われるものであり、体罰が禁止されることは当然である。厳しい指導として体罰を容認したり、正当化することは誤りであるという認識をもつことが大切である。また、指導に当たって、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定するような発言や行為も許されない。成績や結果を残すことのみ固執せず、教育活動から逸脱することなく適切に実施されなければならない。

(1) 部活動のねらい

生徒の自主的、自発的な参加によって行われる部活動は、生徒にスポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものである。

- ・自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成する。
 - ・自己の力の確認、努力による達成感、充実感をもたらす。
 - ・互いに競い、励まし、協力する中で友情を深め、人間関係の形成につなげる。
- などを主なねらいとし適切に指導する必要がある。

(2) 部活動の指導

部活動においては、生徒の技術力や運動能力、精神力の向上を目的として、時として身体的、精神的負荷を伴う厳しい指導が行われるが、これらは心身の健全な発達を促すものであり、活動を通じて、達成感や仲間との連帯感を育むものでなければならない。

指導者は、学校、生徒・保護者の相互理解の下、生徒の年齢、健康状態、心身の発達状況、技能の習熟度、活動を行う場所的、時間的環境等を総合的に考えて、適切に部活動を実施していく必要がある。指導と称して、顧問の独善的な考えや目的の下に、特定の生徒に対して、執拗かつ過度に肉体的・精神的な負荷を与えることは、決して教育的指導とは言えない。

また、管理職は、顧問に全てを委ねることなく、その指導状況を適宜監督し、適切な助言に努める必要がある。

6 体罰によってもたらされること

(1) 体罰による児童生徒への影響

- ① 当該児童生徒に身体的な傷を与えるとともに、将来にわたって大きな心の傷を残すことになる。人間としての尊厳を傷つけられ、心身の健全な成長の阻害へとつながる。
- ② 周囲の児童生徒も萎縮したり、ストレスを感じたりする。価値観の変化をきたし、人間関係に歪みを生じさせる。
- ③ 物事を暴力によって解決するという風潮が生まれる。さらに暴力の連鎖を生み、いじめや不登校といった問題へとつながる。また、課題のある児童生徒への指導が、より困難になる可能性がある。
- ④ 教師への不信感や不安感を生じさせ、体罰を行った教員だけでなく、学校の教職員全体に対する見方にも影響を与える。
- ⑤ 児童生徒を萎縮させ、学習への意欲を低下させる。独創的な発想や発言などが出にくくなり、伸び伸びとした児童生徒の教育活動に影響を与える。

(2) 地域・保護者への影響

- ① 長年地道に築き上げてきた学校に対する信頼が一瞬のうちに失墜する。
- ② 学校への不信感を招き、教育活動への理解や協力を得るのが困難になる。

(3) 教員等への影響

- ① 組織的な指導に対する意識の低下を招き教員等の信頼関係が崩れ、職場内の人間不信へとつながる。
- ② 「場合によっては」「児童生徒のためには」という誤った考え方を容認する雰囲気を生み、間違った指導観につながり、本来の指導の在り方が歪められる。

(4) 体罰に伴って発生する責任

校長及び教員には児童生徒に対する懲戒権が認められているが、体罰は禁止されている。体罰を加えた場合、当該教員等及び監督責任者である校長等には、以下の責任が発生することになる。

① 行政上の責任

体罰を加えた教員等及び監督責任者である校長等は、地方公務員法第29条の規定により、懲戒処分の対象となる。懲戒処分には、戒告、減給、停職、免職がある。禁錮以上の刑に処せられた場合は、地方公務員法の規定により失職となり、さらに教育職員免許法の規定により、免許状が失効となる。

懲戒処分を受けない場合でも、人事管理上の処分（訓戒、文書訓告、口頭訓告、嚴重注意）等が行われる。

② 刑事上の責任

場合によっては、暴行罪（刑法第208条）が成立し、相手にけがをさせれば傷害罪（刑法第204条）が成立し、起訴された場合には、罰金刑あるいは懲役等の判決を受けることも考えられる。

③ 民事上の責任

体罰を加えた教員等及び監督責任者である校長等は、民事上の損害賠償請求事件の被告として、その責任を問われることもある。

※体罰根絶に関する詳しい内容は、別紙「体罰の根絶に向けて～校内研修資料～」を参照